

特別養護老人ホーム東総園運営規程

平成28年4月1日

改正 令和元年10月1日

目次

- 第1章 施設の目的及び運営の方針（第1条―第3条）
- 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容（第4条）
- 第3章 利用者、利用手続き及び主な内容と利用定員（第5条―第10条）
- 第4章 退所及び解約（第11条）
- 第5章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額（第12条―第25条）
- 第6章 施設の利用に当たっての留意事項（第26条―第30条）
- 第7章 非常災害対策（第31条）
- 第8章 その他施設の運営に関する重要事項（第32条―第46条）

附則

第1章 施設の目的及び運営の方針

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款第15条に規定する特別養護老人ホーム東総園（以下「施設」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定介護老人福祉施設サービスを提供するに当たり、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例70号）に定めるもののほか、運営に関する事項を定め、事業の適正運営を図るものとする。

（施設の目的）

第2条 施設は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり、介護、機能訓練並びに健康管理及び療養上の援助を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保健医療の向上及び福祉の増進を図り、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 指定介護老人福祉施設サービスの運営方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄及び食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとする。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気の下、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設並びに保健医療サービス及び福祉サービスの提供者との密接な連携に努めるものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設長1人 常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師2人 利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員1人 利用者の生活相談、処遇の企画及び実施等を行う。
- (4) 介護職員16人以上 利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員4人以上 利用者の保健衛生及び看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士1人 食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
- (7) 介護支援専門員1人 施設サービス計画の作成等を行う。
- (8) 事務職員1人 必要な事務を行う。

第3章 利用者、利用手続き及び主な内容と利用定員

(利用者)

第5条 施設の利用者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第2号の規定により措置を必要とする者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条の規定による要介護状態の施設入所基準該当者

(3) 感染症疾患を有しない者及び身体又は精神に著しい欠陥がない者

(4) 疾病のため入院又は常時治療を必要としない者

（利用手続き）

第6条 施設を利用しようとする者は、利用申込書を直接、又は措置の実施機関を経て入所委託書を施設長に提出し、許可を得なければならない。

2 施設を利用しようとする者は、前項の利用申込書又は入所委託書の提出に当たり、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 利用前調査票と介護サービス計画

(2) 戸籍謄本

(3) 健康診断書

（利用通知）

第7条 施設長は、前条の規定により利用を許可したときは、市町村に通知するものとする。

（利用開始）

第8条 施設を利用する者は、施設長と利用契約を締結し、次の各号に掲げる物品等を携行の上、利用を開始するものとする。

(1) 利用契約書及び重要事項説明書

(2) 衣類、身の回り品その他日用品

(3) 預かり金品管理依頼書

（利用定員）

第9条 指定介護老人福祉施設サービスの利用定員は、50人とする。

（定員の厳守）

第10条 施設長は、災害等やむを得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて施設を利用させてはならない。

第4章 退所及び解約

（退所及び解約）

第11条 施設長は、利用者が退所を申し出たときは、必要事項を調査して適当と認めるときはその旨を市町村に報告し、利用契約の解除を行うものとする。

2 施設長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、必要な措置を講

ずるものとする。

(1) 第5条に規定する利用資格を失った場合

(2) 第30条の規定を遵守せず秩序を乱す場合

第5章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(説明及び同意)

第12条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、この規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。

(利用)

第13条 施設は、心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否してはならない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合及び利用申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、利用者の利用申込みに際しては、心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

5 施設は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討するものとする。この場合において、施設の職員間で十分な協議を行うものとする。

6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる利用者に対して、本人及び家族の要望並びに退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行うものとする。

7 施設は、利用者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健、医療及び福祉サービスの提供者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請にかかわる援助)

第14条 施設は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助するものとする。

(介護サービス計画の作成)

第15条 施設は、介護支援専門員等に、介護サービス計画を作成に関する業務を担当させるものとする。

2 介護サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）等は、利用者の能力及び置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題を把握するものとする。

3 計画担当介護支援専門員等は、利用者及び家族の希望並びに把握した課題に基づき、他の職員と協議の上、介護サービス計画の原案を作成するものとする。この場合において、原案には、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービス提供の上で留意すべき事項等を記載するものとする。

4 計画担当介護支援専門員等は、介護サービス計画の原案について利用者に説明し、同意を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員等は、介護サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、介護サービス計画の実施状況を把握するものとし、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。

（サービスの取扱方針）

第16条 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行うものとし、介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 職員は、サービスの提供に当たって、利用者又は家族に対して、必要事項をわかりやすく説明するものとする。

3 職員は、利用者本人又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

4 職員は、緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに当該やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 施設は、サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（介護）

第17条 施設は、入浴、排泄及び食事等の生活に必要な援助及び介護並びに家事等を総合的に提供するものとする。

2 施設は、心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な

援助を行うものとし、オムツを使用せざるを得ない利用者については、オムツを適切に交換するものとする。

3 施設は、離床、着替え及び整容等の介護を適切に行うものとする。

4 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させ、利用者の負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行い、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行わせるよう努めるものとする。

2 食事の時間は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 朝食 午前8時

(2) 昼食 午後0時

(3) 夕食 午後6時

(相談及び援助)

第19条 施設は、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第20条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けるものとする。

2 施設は、利用者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行することができる。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するものとする。

(機能訓練)

第21条 施設は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行うものとする。

(健康管理)

第22条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第23条 利用者が医療機関に入院する必要があるとき、又は3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう努めるものとする。

(利用料の受領)

第24条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、法令等に定める額を利用者から受領するものとする。

2 施設は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前2項に掲げるもののほか、別表に掲げる費用を徴収する。

4 施設は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第25条 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第26条 利用者は、職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第27条 利用者が外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続により施設に届け出なければならない。

(健康保持)

第28条 利用者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第29条 利用者は、施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。

(禁止行為)

第30条 利用者は、施設内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 宗教及び信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論又は泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序及び風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 施設は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成し、非常災害に備え、少なくとも4か月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第32条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合には、その意見に配慮してサービスを提供するものとする。

(利用の記録の記載)

第33条 施設は、入所に際して、入所年月日、施設の種類及び名称を被保険者証に記載するものとし、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第34条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第35条 施設は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

- 2 施設は、施設の職員によってサービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 施設は、職員の資質向上のための研修の機会を定期的に設けるものとする。

(衛生管理等)

第36条 施設は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(協力病院)

第37条 施設は、入院治療を必要とする利用者のため、総合病院国保旭中央病院を協力病院に定める。

(掲示)

第38条 施設は、施設内の見やすい場所に、この規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選定に資する重要事項を掲示しなければならない。

(秘密の保持等)

第39条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第40条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、施設からの退所者を紹介す

ることの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第41条 施設は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、生活相談員が必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、提供するサービスに関して市町村からの文書の提出及び提示を求め、又は市町村職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとし、市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うものとする。

3 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第42条 施設は、その運営に当たって、地域住民又は住民活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第43条 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとし、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設の責めに帰すき事由によらない場合は、この限りでない。

(会計の区分)

第44条 施設は、サービス事業の会計は、その他の事業の会計と区分するものとする。

(記録及び整理)

第45条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 施設は、利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(その他)

第46条 この規程に定めるもののほか、施設の運営に関し必要な事項は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日改正）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第24関係）

種別	金額	備考
食事の提供に要する費用 （1日当たり）	1,650円	介護保険負担減額証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている額とする。
居住に要する費用（多床室・1日当たり）	855円	介護保険負担減額証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている額とする。
利用者が選定する特別な食事の費用	実費	
理美容代	実費	
日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの	実費	
預り金管理料（1月当たり）	2,000円	養護老人ホーム東総園及び特別養護老人ホーム東総園利用者預り金管理規程に基づき適切な金銭の出納を行なう為の額とする。
入院時等居室確保料（1日当たり）	370円～840円	入院又は外泊時において居室を確保している場合の額とする（入院及び退院の日を含む。）。介護保険負担減額証の減免対象者のうち第1～第3段階の者においては福祉施設外泊時費用算定時は370円又はそれ以外の期間は840円とし、第4段階の者においては840円とする。
クラブ活動材料費等	実費	
その他	地方独立行政法人総合病院 国保旭中央病院 使用料及び 手数料規程に 規定する額	